

様式第3号（第13条関係）

会議録

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会議の名称    | 定例庁議                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 開催日時     | 令和7年8月7日（木）      午前 9時12分から<br>午前10時28分まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 開催場所     | 朝霞市役所 別館2階 全員協議会室                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 出席者の職・氏名 | <p>【出席者】</p> <p>松下市長、宇野副市長、二見教育長、又賀市長公室長、千葉危機管理監、濱総務部長、紺清市民環境部長、佐藤福祉部長、堤田こども・健康部長、松岡都市建設部長、村沢審議監兼まちづくり推進課長、田中会計管理者、益田上下水道部長、稲葉議会事務局長、関口学校教育部次長兼教育総務課長、奥山生涯学習部長、小笠原監査委員事務局長</p> <p>（担当課1、2、3）</p> <p>櫻井市長公室次長兼政策企画課長、齋藤同課主幹兼課長補佐、山本同課長補佐、石崎同課政策企画係長、岩城同課同係主査</p> <p>（担当課4）</p> <p>中谷財産管理課長、長谷川同課主幹兼課長補佐</p> <p>（事務局）</p> <p>櫻井市長公室次長兼政策企画課長、齋藤同課主幹兼課長補佐、染野同課政策企画係主事</p> |
| 欠席者の職・氏名 | 欠席者なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議題       | <p>1 令和7年度（2025年度）朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書（案）</p> <p>2 朝霞市職員定員管理方針（案）</p> <p>3 令和8年4月行政組織機構改革（案）</p> <p>4 朝霞市建物系公共施設マネジメント実施計画（旧 朝霞市公共施設等マネジメント実施計画）（第2期）（案）</p> <p>5 令和7年第3回朝霞市議会定例会提出議案</p>                                                                                                                                                                                |

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                              |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| <p>会議資料</p>     | <p>(議題 1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【資料 1】 令和 7 年度 (2025 年度) 朝霞市行政評価 (内部評価) 結果報告書 (案) (概要)</li> <li>・【資料 2】 令和 7 年度 (2025 年度) 朝霞市行政評価 (内部評価) 結果報告書 (案)</li> </ul> <p>(議題 2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【資料 3】 朝霞市職員定員管理方針 (案) 概要</li> <li>・【資料 4】 朝霞市職員定員管理方針 (案)</li> </ul> <p>(議題 3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【資料 5】 令和 8 年度行政組織機構改革 (案) について</li> </ul> <p>(議題 4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【資料 6】 朝霞市建物系公共施設マネジメント実施計画 (旧 朝霞市公共施設等マネジメント実施計画) (第 2 期) (案)</li> <li>・【資料 7】 市民コメント</li> <li>・【資料 8】 職員コメント</li> </ul> <p>(議題 5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 7 年第 3 回朝霞市議会定例会提出議案 (第 52 号～第 71 号)</li> </ul> |                                                                              |
| <p>会議録の作成方針</p> | <input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                              |
|                 | <input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                              |
|                 | <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                              |
|                 | <input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管 (保存年限          年)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                              |
|                 | 電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去<br><input type="checkbox"/> 会議録の確認後    か月 |
|                 | <p>会議録の確認方法    出席者の確認及び事務局の決裁</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                              |
| <p>傍聴者の数</p>    | <p>—</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                              |
| <p>その他の必要事項</p> | <p>なし</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                              |

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【開会】

【議題】

1 令和7年度（2025年度）朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書（案）

【説明】

（担当課1：石崎政策企画課政策企画係長）

令和7年度（2025年度）朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書（案）について説明する。

資料1をもとに説明するので、必要に応じて資料2を参照いただきたい。

こちらの報告書の構成としては、Ⅰとして、行政評価制度の概要、Ⅱとして、令和6年度に実施した施策ごとの行政評価の結果、Ⅲとして、結果の活用と制度の改善について、記載している。

次に、令和6年度行政評価の結果について、説明する。（1）行政評価の概要については、報告書の5ページに記載している。令和3年度から開始された後期基本計画の中柱にあたる79の施策全てについて、各所管課で評価を実施した。評価の一覧は、報告書案の28ページから29ページに掲載しているため、後ほど確認いただきたい。

評価方法としては、施策ごとに、後期計画終了時の目標に対する進捗度と必要性の2項目について、評価を行った。各評価は1から4までの4段階で行い、数字が大きいものほど進捗が良く、必要性が高いという評価になる。

（2）施策の分析については、報告書の5ページから6ページに掲載している。79の全ての施策について、傾向分析を行った。

①施策の進捗度については、79施策のうち、76施策が3の「おおむね順調」の評価で、3施策が2の「やや遅れている」の評価となる。前年度は1施策が2の「やや遅れている」の評価となるため、前年度と比較し、下向きの評価になる。

②施策の必要性については、79施策のうち、19施策が4の「社会的なニーズは増加傾向にある」、60施策が3の「社会的なニーズは現状と変わらない」の評価で、2や1の評価はなかった。施策の必要性については、前年度は10施策が4の「社会的なニーズは増加傾向にある」の評価となるため、前年度と比較し、社会的なニーズが増加傾向にある施策が増えているという結果を示している。

③として、施策の進捗度と必要性についてクロス分析を行ったところ、「進捗度が2、必要性が3」の施策が、3施策あった。

はじめに「消防体制の充実」については、災害発生時において消防団が円滑に活動できるよう施設等の維持管理を行ったが、成果指標である消防団の充足率は減少傾向にあることから、進捗がやや遅れているとの評価となった。

次に、「防犯のまちづくりの推進」については、防犯パトロールカーの定期的な運行や朝霞警察署と連携した振り込め詐欺等被害の防止を図ったが、成果指標である犯罪などの認知件数が増加傾向にあることから、進捗がやや遅れているとの評価となった。

最後に、「幼児期等の教育・保育の充実」については、大規模開発の状況など、市でコントロールできない面はあるが、子育て世代の転入により成果指標である待機児童数が増加したことから、進捗がやや遅れているとの評価となった。

一番下の④、政策分野ごとについては、総合計画において、6つに区分された政策分野

について、その大柱ごとの進捗度をグラフに表すとともに、成果や課題などについて、記載している。こちらは、施策評価シートをもとに、所管課・所管部で内容を作成していただいたものとなる。

以上が、令和6年度の行政評価の結果の概要となる。

なお、報告書のそのほかの内容については、26ページには、行政評価結果の活用と改善について記載しており、27から31ページには、参考資料として、行政評価実施要綱、施策一覧、施策評価シートの様式を掲載している。

説明は、以上となる。

(又賀市長公室長)

本件について、政策調整会議で審議を行ったが、質疑等はなかったため、原案のとおり庁議に諮ることとした。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

## 2 朝霞市職員定員管理方針（案）

【説明】

(担当課2：岩城政策企画課政策企画係主査)

朝霞市職員定員管理方針（案）について説明する。

今回の定員管理方針案は、前回の定員管理方針と同じ構成となり、第1章では、職員定員管理の現況として、定員管理に関する各種データから、本市の職員配置等の現状を示す内容となる。第2章では、新たな職員定員管理方針として、本方針のメインとなる部分である。資料3の各項目の右側に、資料4でお配りした職員定員管理方針案の該当ページを記載しているのでご参照いただきたい。

「第1章 職員定員管理の現況」について説明する。

本市の常勤職員の配置数は、平成21年度から23年度の733人が近年で最も少なく、その後、毎年増員を行い、平成24年度から令和7年度までの14年間で、71人の増員を行ったが、本市の人口は現在増加が続いており、職員1人が受け持つ市民の数は年々増加傾向である。令和6年4月1日現在、職員1人が受け持つ市民の数は185.4人となっており、県内の市の中で3番目に多く、他市に比べ、人口に対する職員数が少ない状況となる一方で、常勤職員を上回る人数の会計年度任用職員が配置されている状況である。

本市の会計年度任用職員は、保育士を含め、令和7年2月末現在、常勤職員の配置数800人を大きく上回る、1,102人を配置している。本市では、常勤一般職の正規職員の数を抑制してきたことの1つの影響として、会計年度任用職員の数が多くなっている現状である。

職員の年齢構成について、令和元年度から令和5年度の5年間を見ると、20代・30代の職員層に偏りはなく、近年はバランスよく採用が行えていることが伺える。

一方で、40代の職員については、国の集中改革プランを受けた定員適正化計画によ

り職員数の抑制を進めたことも影響し、特に44～47歳で職員数が他の年代に比べ少なくなっている。今後職員数の多い50代の職員が役職定年を迎える際には管理職員の不足が想定される。

専門職等の職員のうち、技能労務職については、民間委託等の活用や業務の見直しなどにより、退職不補充としてきたことにより減少している。

普通会計総額に占める人件費等の割合は、年々減少し、総じて、人件費が予算全体を圧迫している状況になく、財政的には、おおむね適正な給与構造を示しているものと考えられる。また、類似団体及び近隣市と比較しても、大きな差はなくおおむね同様となる。

「第2章 新たな職員定員管理方針」について説明する。

今回の定員管理方針では、行政事務のデジタル化の推進による業務効率化と併せて、職員配置について検討を行い、職員体制の適正化に努めることについて記載した他、会計年度任用職員について、数値目標の対象外ではあるものの、配置が必要な業務の見極めや業務量に対する配置数など、常勤職員とのバランスに配慮しながら、合わせて検討を行う旨を追記し、任用管理にあたっての留意点について記載を行った。

本方針の計画期間は令和7年4月1日の配置職員数を基準とし、令和11年4月1日までの4年間としている。

数値目標については、令和7年4月1日現在の配置職員数804人から保育士136人を除いた668人を基準として、配置職員数の上限をプラス30人の698人とした。

保育士については、保育需要や保育に係る制度改正へ柔軟かつ迅速に対応する必要があることから別枠としている。

今回の数値目標は、前回の定員管理方針と同じくプラス30人の上限数としたが、冒頭で説明したとおり、本市の職員配置の現状として、職員1人が受け持つ市民の数が、令和6年度当初で185.4人と県内の市の中で3番目に多い状況となることから、本方針期間中の人口の増加見込みを踏まえ、職員1人あたり180人程度となる職員数を配置するのに必要な人数の上限として30人を見込んだものである。

また、本方針の数値目標は、上限の範囲内で増員を含めた職員配置を検討していくものとなるが、業務増に対して漫然と常勤職員を増員するのではなく、会計年度任用職員等の業務を含めた、業務の精査や取捨選択を行い、今後の人口減少社会に向け、少ない職員で業務を継続できる体制の構築に努めていく必要がある。

次に職員定員管理のための取組として、7点あげており、前回の方針からの主な変更点としては、会計年度任用職員の任用管理について、会計年度任用職員の活用を検討する場合と、その活用を検討するにあたっての留意点を記載した。

最後に、本方針の改訂に伴い、職員定数条例の改正が必要となるので、12月の市議会定例会において議案の提出を予定している。

説明は以上となる。

(又賀市長公室長)

本件については、政策調整会議で審議をしている。

政策調整会議の審議結果を報告する。

「会計年度任用職員の人数は1,102人となるが、保育士も含まれるのか。」との質疑に対し、「保育士は含まれる。」との回答があった。

次に、「保育士的人数は多いのか。」との質疑に対し、「他市と比較して、突出して多くはない。例えば保育園が1つしかない市と比べた場合は多くなるが、本市と同程度の市町村では、同じくらいの人数となる。」との回答があった。

これらの質疑の結果、原案のとおり庁議に諮ることとした。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり決定する。

【議題】

3 令和8年4月行政組織機構改革（案）

【説明】

（担当課3：山本政策企画課長補佐）

令和8年4月行政組織機構改革（案）について説明する。

項目の「1 行政組織機構改革の目的」について、今回の行政組織機構改革の主な内容は、地域共生社会に向けた仕組みづくりや市民の健康推進体制の充実、さらなるこども施策へ対応していくため、組織体制を構築するものである。

「2 行政組織機構改革の概要」をご覧いただきたい。

令和8年度の行政組織機構改革の実施内容は2点である。1点目は、福祉部とこども・健康部の2部を、福祉部、健康部、こども部の3部へ再編すること、2点目が、まちづくり推進課の係を再編することである。次の2ページに参考として、比較表を掲載しているのでご参照いただきたい。

1ページ目に戻り、各実施内容の概要を説明する。

1点目の福祉部とこども・健康部を福祉部、健康部、こども部の3部へ再編することであるが、福祉部は、国が進める地域共生社会の実現を目指すため、高齢者、障害者、生活困窮者の包括的な相談及び支援の体制を構築する地域共生社会課と、社会福祉と高齢者の見守りや給付等の事務をまとめる高齢者・地域福祉課などに再編するものである。

健康部は、人生百年時代を謳歌できる健康長寿なまちを目指すため、妊産婦及び乳幼児から始める健康施策と連動して成人期以降の健康施策を一体的に取り組むため、保険部門と介護部門を合わせた部署を設置するものである。

こども部は、こども家庭庁が発足し、こどもの居場所づくりをはじめとするこども施策を重点的に取り組む必要があることから、こども関連部署をまとめた部署を設置するものである。

2点目のまちづくり推進課は、複雑化する業務に対応するため、現行の区画整理系の業務を都市計画係に移管し、新たにウォークブル推進係を設置し、課内の所掌事務の整理を行うものである。

以上の改編については、次の「3 関係例規の改正」に記載したとおり、部室設置条例、事務分掌規則及び事務決裁規程の改正により実施する。また、部課名の改正に伴う関係条例や規則等の改正についても、順次行う。なお、要綱、要領等については、所管課において変更手続きを行っていただくよう通知する予定である。

最後に、「4 今後のスケジュール」としては、本日の庁議で決定したら、8月20日の令和7年第3回市議会の全員協議会で説明を行い、令和7年第4回市議会に部室設置条例及びレイアウト等の変更に要する経費に係る補正予算の議案提出、令和8年第1回市議会に關係条例の議案提出を行う予定となる。その後、3月に広報等により市民への周知を行い、4月から新たな組織機構による業務を開始する。

説明は以上となる。

(又賀市長公室長)

本件については、政策調整会議で審議をしている。

政策調整会議の審議結果を報告する。

「最後のスケジュールのところで、4月から新たな組織機構による業務を開始するとあるが、配置の移動などはいつ行うのか。」との質疑に対し、「これまでに行政組織機構改革を行った際は、政策企画課や財産管理課などを中心に関係課で打合せを複数回行って、スケジュールや内容を調整した経緯があるので、今回も同様に調整することになると考えている。」との回答があった。

次に、「令和8年4月1日は水曜日だが、移動などはその前に行うのか。」との質疑に対し、「今回は4月1日が水曜日のため、配置の移動等は、前の週の土日で行うことが考えられるが、こちらについても、政策企画課や財産管理課など関係課で調整を行う。」との回答があった。

これらの質疑の結果、原案のとおり庁議に諮ることとした。

#### 【意見等】

(宇野副市長)

今後のスケジュールのところで、補正予算の議案提出と記載がある。今後、市庁舎の長寿命化改修工事が2か年で実施すると思うが、補正予算を検討する際に、レイアウト等の変更に要する経費と2重計上とならないように対応をお願いしたい。

(二見教育長)

子どもたちの健全育成の部分で、教育委員会やこども部が関わってくるが、統括する国の機関は異なる。こども部はこども家庭庁、教育委員会は文科省で分かれているが、2つの部を繋ぐ仕組みを位置づけることが必要だと考えている。子どもたちの障害の部分であっても、福祉部だけでなく、連携して対応することが必要だと考えている。業務の漏れがないような仕組みづくりをしていただきたい。

(櫻井市長公室次長兼政策企画課長)

そちらの意見についても、検討する中で意見が出ており、今後、事務分掌規則の改正もあるので、単に行政改革を行い、行政組織機構を見直したことにとどまらず、市民ニーズに答えられるように取り組んでいきたいと考えている。

#### 【結果】

原案のとおり、決定する。

#### 【議題】

4 朝霞市建物系公共施設マネジメント実施計画（旧 朝霞市公共施設等マネジメント実施計画）（第2期）（案）

#### 【説明】

(担当課4：中谷財産管理課長)

朝霞市建物系公共施設マネジメント実施計画（第2期）（案）について説明する。

5月の庁議において説明した「朝霞市公共施設等マネジメント実施計画」の第2期計画（案）について、6月5日から7月4日までの間に実施した「市民コメント」及び「職員コメント」の結果などを踏まえ、修正を行ったほか、先日、7月28日の政策調整会議

においても意見をいただき、一部修正を行ったことから、その概要について説明する。

まず、市民コメント及び職員コメントの実施結果だが、市民コメントでは3名から11件、職員コメントでは1名から1件のコメントの提出があった。

詳細については、資料7、資料8のとおりとなるが、各コメント、それぞれ1件を計画内に反映させ、計画の内容を修正した。

なお、市民コメントでは「公共施設の統廃合、適正配置」について、多くの意見をいただいたが、本計画において、施設の複合化や延床面積縮減等について記載することから、計画記載内容への反映は行っていない。

資料6をご覧ください。

修正した主な箇所は7か所あり、修正を行った箇所を赤色の枠で囲っている。

まず、1か所目は、表紙にある、計画名称になる。

市民コメント実施前の政策調整会議でも意見をいただいております、その際、一度は変更しないこととしたが、市民コメントにおいても同様に「“公共施設等マネジメント”と表記すると、市内全ての公共施設の整備等の内容が含まれていると誤解を招く」との意見があったこと、また、本計画は学校施設を除く建物系の公共施設を対象とした個別施設計画であり、今回の第2期策定において、2ページの上段にあるとおり、個別施設計画の体系図についても変更したことなどを踏まえ、計画名を「朝霞市建物系公共施設マネジメント実施計画（第2期）」に変更することとした。また、1ページの中段に、今回の策定において、計画名称を変更したことを記載した。

2か所目は、3ページの本計画における“対象範囲”の説明内に「小中学校の修繕においては、その時々の方針に対応させる必要があり、施設特性がほかの一般施設とは異なるため」と一文を追記している。

本件は、市民コメントにおいても「学校施設を除いている理由を記載すべきでは」との意見をいただいたことなどを踏まえ、教育総務課などと調整したうえで追記したものである。

次に6ページをご覧ください。

3か所目は、表“第2期の改修等の計画”の順位第3位に位置付けている、内間木支所の順位の変更になる。これまでの資料では、内間木支所が、今年度に耐震改修を終える想定での位置づけとなり、実施順位が19位となった。

しかしながら、今年度の耐震改修工事の実施が見送られたことにより、耐震改修が必要との位置づけとなることから、優先順位を上げ、3位とした。なお、改修工事の計画期間については、“今後の施設運営等について検討中”とする。

なお、この変更に伴い、関連する部分についても修正を加えている。

4か所目は、同じく“改修等の計画”の表の下段に修繕費用の欄を設け、直近3年間の設備修繕費の平均値を追記するとともに、その内容の説明を表の下に追記した。

また、同じく表の下、コメ書き部分において1点修正を加えている。

コメ書きの1行目、計画を見直す理由を記した1文について、より具体的に“将来的な施設の方向性の検討”という文言を追記した。

この変更は、7月28日の政策調整会議でいただいた意見を踏まえて、見直した部分となる。

次に修正の5か所目になる。

7ページの2項目目、“改修ごとの想定期間”の項目をご覧ください。

昨今の公共工事における入札不調の散見などを考慮し、改修計画における設計業務期間を1年から2年に変更し、その変更理由を記載した。

本件は、近年、工事契約や着工時期が集中すると、施工業者の人員・資機材の確保が困難になるなどの理由から、年度当初の入札においても、不調となるケースが増えてきて

いることを踏まえ、工事着工の前年度に入札手続きを行い、工事請負者を決定できるように、設計スケジュールを考慮し、２年間としたものである。

次に６か所目の修正になる。３９ページをご覧ください。

マネジメント実施計画（第１期）の時期から、大規模な改修工事を実施する際には、ユニバーサルデザインの導入、バリアフリー化を進めているが、第２期の策定において、「（２）将来的な施設の方向性を踏まえた改修内容の精査」の項目内に、バリアフリー化等を推進していく旨の内容を追記した。

最後に７か所目になるが、１０１ページをご覧ください。

職員コメントの反映箇所になる。「施設毎の長寿命化措置をとった場合の、耐用期限となる時期などが分かった方が良好」との意見を踏まえ、本ページの表の右側４行に、「耐用年数とその到達年」、「長寿命化目標使用年数とその到達年」を追記した。

主に以上の修正を行い、「朝霞市建物系公共施設マネジメント実施計画（第２期）（案）」をとりまとめた。

今後のスケジュールとしては、本日ご承認いただけたら、市長決裁を経て計画を確定し、策定としたいと考えている。計画策定ののち、市議会議員など関係者への配布、ホームページでの公表等を行いたいと考えている。

説明は以上となる。

（又賀市長公室長）

本件については、政策調整会議で審議をしている。

政策調整会議の審議結果を報告する。

「６ページの表の下、コメ書き１つ目の「劣化状況調査等」の「等」には何が含まれるのか。」との質疑に対し、「その説明について追記する。」との回答があった。

これらの質疑の結果、指摘のあった内容について一部修正し、庁議に諮ることとした。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題５】

令和７年第３回朝霞市議会定例会提出議案

【説明】

（濱総務部長）

議案第５２号 令和６年度（２０２４年度）朝霞市一般会計歳入歳出決算認定である。

令和６年度の決算額は、歳入が、５７４億２，４４４万３２７円となり、歳出は、５５億４，９１２万３，３９９円で、歳入歳出差引残額は、１８億７，５３１万６，９２８円となった。この残額から、継続費逓次繰越額、繰越明許費繰越額を差し引いた翌年度繰越額は、１６億４，７９９万６，２２８円である。

歳入歳出の概要のうち、まず、歳入について、市税は、２４９億４，６７２万４，２００円で、歳入総額の４３．４パーセントを占めている。

地方消費税交付金は、３３億３，７６５万３，０００円、地方特例交付金は、９億１，８４６万５，０００円の交付となる。地方交付税は、普通交付税２億６，０６５万９，０００円、特別交付税１億５，４３１万８，０００円が交付された。

分担金及び負担金は、保育園入園児童保護者負担金などで、5億6,176万1,015円、使用料及び手数料は、自転車等駐車場使用料や一般廃棄物処理手数料などで、7億7,763万4,299円となる。

国庫支出金は、生活保護費負担金や子どものための教育・保育給付交付金、児童手当交付金のほか、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などで、124億8,798万2,345円となる。

県支出金は、子どものための教育・保育給付費負担金や障害者自立支援給付費負担金、障害児入所給付費等負担金のほか、児童手当負担金などで、36億9,225万5,229円となる。

繰入金は、財政調整基金や公共施設マネジメント基金の繰入金などで、16億6,745万8,321円となる。繰越金は、前年度からの繰越事業に係る分を含めて、21億5,437万588円となる。諸収入は、学校給食費受入金や資源ごみ売払代金のほか、指定管理料精算金などで、16億6,932万4,307円となる。市債は、第六小学校及び第九小学校校舎増築事業債やあずま南地区土地区画整理組合補助事業債など34件で、33億5,900万円の借入れとなる。以上が歳入の主なものである。

次に歳出について、議会費は、会議録調製等委託料などで、2億7,933万4,627円を支出し、総務費は、財政調整基金積立金や文化・スポーツ振興公社補助金、公共施設マネジメント基金積立金などで、57億1,234万2,397円を支出している。

民生費は、子どものための教育・保育給付負担金や生活保護費、介護給付・訓練等給付費負担金のほか、児童手当などで、294億580万3,209円を支出している。

衛生費は、各種個別予防接種委託料や水道事業会計補助金のほか、可燃ごみ収集運搬委託料などで、40億5,859万6,683円を支出している。

労働費は、就職支援相談業務委託料などで、133万6,462円を支出し、農林水産業費は、送水管撤去工事負担金などで、1億1,527万7,121円を支出している。

商工費は、産業文化センターの指定管理料や運送事業者支援金などで、1億7,786万5,015円を支出している。土木費は、土地区画整理組合補助金や下水道事業会計負担金、街路用地購入費のほか、自転車駐車場等指定管理料などで、42億2,571万451円を支出している。消防費は、朝霞地区一部事務組合消防負担金などで、16億932万9,654円を支出している。教育費は、第六小学校及び第九小学校校舎増築工事のほか、学校の給食賄材料費などで、70億7,086万705円を支出している。公債費は、28億9,232万4,209円を支出している。

以上が歳出の主なものであるが、この中には前年度からの繰越事業分も含まれる。

以上が、歳入歳出決算の概要である。

(堤田こども・健康部長)

議案第53号 令和6年度(2024年度)朝霞市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定である。

令和6年度の決算額は、歳入決算額が、102億4,382万3,975円となり、歳出決算額は、101億5,914万6,938円で、歳入歳出差引残額は、8,467万7,037円となり、翌年度への繰越金とするものである。なお、令和6年度決算では、歳入決算額は前年比93.33パーセント、歳出決算額は前年比94.02パーセントとなる。

以下、歳入歳出の概要を申し上げる。

歳入について、8ページ第1款国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計で、25億6,033万4,116円となる。第4款県支出金は、

保険給付費等交付金で、66億1,843万1,494円となる。次に10ページ第6款繰入金は、8億4,698万2,228円は保険基盤安定繰入金、事務費繰入金、その他繰入金などの一般会計からの繰入金となる。第7款繰越金は、1億7,044万4,599円は前年度繰越金となる。

次に、歳出について、16ページ第2款保険給付費は、一般被保険者療養給付事業や一般被保険者高額療養費支給事業などで、64億8,137万473円となる。次に20ページ第3款国民健康保険事業費納付金は、一般被保険者医療給費納付事業、一般被保険者後期高齢者支援金等納付事業、介護納付金納付事業などで、33億5,364万4,047円を支出している。22ページ第5款保健事業費は、特定健康診査等事業などで、1億2,841万8,506円となる。26ページ第6款基金積立金は、財政調整基金積立金などで、7,052万6,217円である。第8款諸支出金は、償還金などで、7,211万6,016円となる。

最後に、34ページに記載がある令和7年3月31日現在の国民健康保険の被保険者の状況について説明する。世帯数は1万5,330世帯、市の全体からみた世帯数の加入率は21.46パーセントとなる。被保険者数は、21,201人、同じく人口からみた加入率は14.52パーセントとなる。前年度と比較すると、世帯数で471世帯減、被保険者数で959人の減となる。

以上が、歳入歳出決算の概要である。

(佐藤福祉部長)

議案第54号 令和6年度(2024年度)朝霞市介護保険特別会計歳入歳出決算認定である。

令和6年度の決算額は、歳入が、97億2,681万4,473円となり、対前年比5.59パーセントの増となる。歳出が、91億7,082万1,335円となり、対前年比4.84パーセントの増となる。歳入歳出差引残額は、5億5,599万3,138円となる。

以下、歳入歳出の概要を申し上げる。

歳入の主なものについて、8ページ第1款保険料は、65歳以上の第1号被保険者分として、22億2,627万7,650円となる。第3款国庫支出金は、介護給付費負担金などで、19億841万4,064円となる。第4款支払基金交付金は、介護給付費交付金などで、23億5,401万1,000円となる。次に10ページ第5款県支出金は、介護給付費負担金などで、13億3,230万6,831円、第7款繰入金は、一般会計及び基金からの繰入金を合わせ、14億3,674万4,270円である。

次に、歳出について、14ページ第1款総務費は、賦課徴収事業や介護認定審査事業、介護認定調査事業などで、1億4,915万1,987円である。18ページ第2款保険給付費は、居宅介護等サービス給付費負担金や施設介護サービス給付費負担金などで、保険給付費全体では、80億6,442万216円となる。次に24ページ第3款地域支援事業費は、一般介護予防事業や、包括的支援事業・任意事業に係る委託料などで、4億8,178万9,000円である。次に30ページ第5款基金積立金は、介護保険保険給付費支払基金積立金などで、1億1,960万5,569円である。

最後に40ページになるが、「表の1 第1号被保険者数」では令和7年3月31日現在、合計で2万8,642人となる。前年度比較129人の増加し、0.45パーセントの増となる。また、要介護要支援認定者数は、令和7年3月31日現在、総数5,319人となり、対前年度比較155人の増加で3.00パーセントの増となる。

以上が、歳入歳出決算の概要である。

(堤田こども・健康部長)

議案第55号 令和6年度(2024年度)朝霞市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定である。

令和6年度の決算額は、歳入決算額が、17億4,889万6,623円となり、歳出決算額は、17億4,680万8,238円で、歳入歳出差引残額は、208万8,385円となり、翌年度の繰越金とするものである。

以下、歳入歳出の概要を申し上げる。

まず、歳入の主なものであるが、8ページ第1款後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料、普通徴収保険料を合わせ、14億7,556万4,050円となる。第2款繰入金は、一般会計からの事務費繰入金及び低所得者等への保険料軽減に係る保険基盤安定繰入金で、2億6,679万1,818円となる。第3款繰越金は、前年度繰越金で、355万4,957円となる。第4款諸収入は、保険料還付金などで、298万5,798円となる。

次に、歳出の主なものであるが、10ページ第1款総務費は、一般管理事務費と徴収事業で、1,841万8,613円となる。第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、市で徴収した後期高齢者医療保険料などを埼玉県後期高齢者医療広域連合へ納付するもので、17億2,479万1,968円となる。第3款諸支出金は、保険料還付事業などで、359万7,657円を支出している。

最後に18ページに記載がある令和7年3月31日現在の被保険者数の状況について説明する。埼玉県後期高齢者医療広域連合の報告によると、75歳以上が1万5,662人、65歳以上75歳未満で障害認定を受けた方が89人、合計で1万5,751人となり、前年度比441人、2.88パーセントの増となる。

以上が、歳入歳出決算の概要である。

(益田上下水道部長)

議案第56号 令和6年度(2024年度)朝霞市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定である。

業務の状況について、令和6年度末の給水戸数は、7万1,203戸で、普及率は、100パーセントである。年間総給水量は、1,548万9,270立方メートルで、このうち県水受水量は、1,074万9,066立方メートルで、受水率は、69.4パーセントである。また、年間総有収水量は、1,447万2,294立方メートルである。

次に、令和6年度の決算の概要を申し上げる。

収益的収入及び支出について、収益的収入は、27億6,489万5,532円で、主なものは、収入総額の71.3パーセントを占める水道料金のほか、水道利用加入金などである。収益的支出は、22億1,635万7,560円で、主なものは、県水受水費のほか、職員人件費、委託料、修繕費、減価償却費などである。収益的収支の差引金額は、5億4,853万7,972円である。

次に、資本的収入及び支出について、資本的収入は、6億8,084万7,000円で、主なものは、企業債である。資本的支出は、19億4,114万146円で、主なものは、建設改良費で、令和5年度から令和6年度までの継続事業で行った、泉水・岡浄水場電気設備更新工事のほか、水道施設耐震化事業、老朽管更新及び水圧不足改善事業などである。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する12億6,029万3,146円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金などで補てんした。

次に、剰余金の処分については、当年度末処分利益剰余金のうち、4億720万4,220円を資本金へ組み入れ、減債積立金に2億1,061万円、建設改良積立金に2億

1, 061万593円を積み立てる案とした。

以上が、剰余金の処分及び決算の概要である。

(益田上下水道部長)

議案第57号 令和6年度(2024年度)朝霞市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定である。

業務の状況であるが、令和6年度末の汚水処理戸数は、6万8,963戸である。年間汚水処理水量は、1,745万8,773立方メートルである。また、年間総有収水量は、1,443万8,165立方メートルである。

次に、令和6年度の決算の概要を申し上げる。まず、収益的収入及び支出について、収益的収入は、21億99万3,843円で、主なものは、収入総額の47.1パーセントを占める下水道使用料のほか、一般会計から繰り入れる雨水処理負担金などである。収益的支出は、18億4,992万6,585円で、主なものは、職員人件費のほか、委託料、修繕費、荒川右岸流域下水道維持管理負担金、減価償却費などである。収益的収支の差引金額は、2億5,106万7,258円である。

次に、資本的収入及び支出について、資本的収入は、10億2,154万8,108円で、主なものは、企業債、国庫補助金などである。資本的支出は、13億8,466万369円で、主なものは、建設改良費で、支線7号線他下水工事などの污水整備事業のほか、大字溝沼地内調整池築造工事などの雨水整備事業である。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する3億8,371万2,261円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補てんした。

次に、剰余金の処分については、当年度未処分利益剰余金のうち、5,900万2,481円を資本金へ組み入れ、減債積立金に9,929万1,000円、建設改良積立金に9,929万1,342円を積み立てる案とした。

以上が、剰余金の処分及び決算の概要である。

(濱総務部長)

議案第58号 令和7年度(2025年度)朝霞市一般会計補正予算第2号である。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ、26億7,983万2,000円の増額で、これを含めた累計額は、547億7,984万3,000円となる。

以下、歳入歳出の概要を申し上げる。

歳入について、地方特例交付金は、交付額の確定により、2,734万3,000円減額している。地方交付税は、普通交付税の算定結果に伴い、8,795万5,000円減額している。分担金及び負担金は、赤野毛排水機場維持管理費負担金を増額することにより、3,241万7,000円増額している。国庫支出金は、新たに就学前教育・保育施設整備交付金などを計上するほか、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などを増額する一方、社会資本整備総合交付金などを減額することにより、4,508万7,000円減額している。県支出金は、新たに市町村福祉医療システム制度改正対応改修費補助金を計上するほか、児童入所施設措置費等負担金などを増額することにより、126万円増額している。繰入金は、令和6年度決算に伴い、介護保険特別会計などの精算金を繰り入れることなどにより、1億8,852万3,000円増額している。繰越金は、令和6年度決算に伴い、前年度繰越金を11億9,799万6,000円増額している。諸収入は、国・県支出金過年度収入や各種施設の指定管理料精算金を計上するほか、学校給食費受入金現年分を増額することにより、6億1,192万1,000円増額している。市債は、新たに道路用地購入事業債などを計上するほか、道路改良事業債などを増額

することにより、8億810万円増額している。

歳出について、総務費は、新たに全国瞬時警報システム新型受信機整備委託料などを計上するほか、定額減税不足額給付金などの増額や、財政調整基金や公共施設マネジメント基金へ積み立てることなどにより、10億3,382万4,000円増額している。民生費は、新たに保育所等整備費補助金や高齢者施設等光熱費等高騰対策支援金などを計上するほか、国民健康保険特別会計その他繰出金などを増額することにより、2億926万9,000円増額している。衛生費は、新たにリサイクルプラザにおける空気調和設備改修工事を計上するほか、朝霞和光資源循環組合負担金などを増額することにより、5億8,655万1,000円増額している。農林水産業費は、新たに市民農園整備工事を計上するほか、市民農園管理委託料について、流用していた予算を復元することにより、227万2,000円増額している。土木費は、新たに道路用地購入費や街路用地購入費、朝霞台駅周辺道路空間利活用実証実験委託料などを計上するほか、排水設備改修工事などを増額することにより、6億4,629万2,000円増額している。消防費は、新たに第6分団詰所用地購入費を計上することにより、5,937万5,000円増額している。教育費は、新たに博物館施設改修工事や溝沼学校給食センター施設改修工事などを計上するほか、給食賄材料費などを増額することにより、1億4,224万9,000円増額している。

継続費補正は、新たに認定こども園整備費補助事業など2事業について、追加するものである。

債務負担行為補正は、保育士宿舎借り上げ支援補助事業など2事業について、来年度以降に、滞りなく事業を執行するため、設定するものである。

地方債補正は、新たに道路用地購入事業債など9件を追加するほか、道路改良事業債など4件の地方債について、借入限度額の変更を行うものである。

以上が、今回の補正概要である。

(堤田こども・健康部長)

議案第59号 令和7年度(2025年度)朝霞市国民健康保険特別会計補正予算第2号である。

今回の補正は、令和6年度決算に伴う歳入の差し引きによるもので、歳出の増減がないため、歳入歳出予算総額に変更はない。

以下、歳入の概要を申し上げる。

6ページ第6款繰入金、一般会計繰入金は、令和6年度決算に伴い、前年度繰越金の歳入不足を補うため、その他繰入金を1,532万3,000円増額となる。第7款繰越金、前年度繰越金は令和6年度決算に伴い、1,532万3,000円減額している。

以上が、今回の補正概要である。

(佐藤福祉部長)

議案第60号 令和7年度(2025年度)朝霞市介護保険特別会計補正予算第1号である。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ5億5,697万3,000円の増額で、これを含めた累計額は、101億2,242万4,000円となる。

以下、歳入歳出の概要を申し上げる。

歳入について、10ページ第8款繰越金は、前年度決算額の確定により、5億5,599万2,000円増額するものである。第9款諸収入は、国庫支出金及び県支出金の過年度収入として精算交付金98万1,000円増額するものである。

歳出について、12ページ第5款基金積立金は、介護保険保険給付費支払基金積立金

を2億936万7,000円増額するものである。第6款諸支出金は、前年度決算の確定に伴う国、県、支払基金への返還金として、2億7,946万3,000円増額するものである。一般会計繰出金として6,814万3,000円を増額するものである。

以上が、今回の補正概要である。

(堤田こども・健康部長)

議案第61号 令和7年度(2025年度)朝霞市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号である。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ208万7,000円の増額で、これを含めた累計額は、18億4,505万円となる。

以下、歳入歳出の概要を申し上げる。

歳入について、10ページ第3款繰越金、前年度繰越金は、前年度決算額の確定に伴い、208万7,000円を増額するものである。

歳出について、12ページ第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、令和6年度の出納整理期間に納付された後期高齢者医療保険料として、133万8,000円を増額している。第3款諸支出金、一般会計繰出金は前年度繰越金のうち、一般会計の返還分として、74万9,000円をそれぞれ増額するものである。

以上が、今回の補正概要である。

(濱総務部長)

議案第62号 朝霞市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、朝霞市の住民基本台帳に登録されていない方の登録・管理を行う「住登外者宛名番号管理機能」が設けられることとなり、この機能を扱うに当たって、所要の改正を行うものである。

なお、この改正については、令和7年12月15日から施行したいと考えている。

(濱総務部長)

議案第63号 朝霞市税条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、地方税法の改正に伴い、公示送達制度の公示事項について、インターネットを利用して閲覧できるようにするための規定の整備を行うほか、個人市民税では、特定親族特別控除の創設に伴い所要の改正を行うものである。また、市たばこ税では、紙巻たばこの税負担差を解消するため、加熱式たばこの課税方式の見直しを行うものである。

なお、これらの改正のうち、公示送達に係る改正は地方税法等の一部を改正する法律の施行日から、個人市民税に係る改正は令和8年1月1日から、市たばこ税に係る改正は令和8年4月1日から施行したいと考えている。

(佐藤福祉部長)

議案第64号 朝霞市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例である。

改正内容は、埼玉県より重度心身障害者医療費の助成について、これまで精神保健福祉手帳1級所持者を対象としていたものを、2級まで拡大することが示されたため本市においても、改正を行うものである。

また、令和6年12月の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、被保険者証等の確認について、所要の改正を行うものである。

なお、これらの改正のうち、対象の拡大に係る改正は令和８年１月１日から、被保険者証等の確認に係る改正は公布の日から施行したいと考えている。

（益田上下水道部長）

議案第６５号 朝霞市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

なお、この改正については、公布の日から施行したいと考えている。

（益田上下水道部長）

議案第６６号 朝霞市水道事業給水条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、災害その他非常の場合において、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による工事の施行を可能にするために、所要の改正を行うものである。

なお、この改正については、公布の日から施行したいと考えている。

（益田上下水道部長）

議案第６７号 朝霞市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、建設業法施行令の改正に伴い、引用条項の改正を行うものである。

なお、この改正については、公布の日から施行したいと考えている。

（関口学校教育部次長兼教育総務課長）

議案第６８号 朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会条例である。

内容については、令和７年１月に設置した「朝霞市教職員による体罰・性暴力等の防止等に関する基本的な指針検討会議」を、「朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会」と改め、附属機関に位置づけることで本市における教職員等の性暴力等の防止等においてより実効性の高いものにしてまいりたいと考えている。

なお、本条例については、公布の日から施行したいと考えている。

（堤田こども・健康部長）

議案第６９号 朝霞市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例である。

内容については、児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業を令和８年度から全国の自治体で実施するにあたり、事業の実施に必要な設備や運営の基準に関する条例を新たに制定するものである。

なお、本条例については、公布の日から施行したいと考えている。

（関口学校教育部次長兼教育総務課長）

議案第７０号 財産の取得についてである。

取得する財産は、朝霞市立中学校学習者用コンピュータ等である。概要としては、学習者用タブレット型コンピュータを１，２１９台、ケース一体型キーボードを１，２１９台、管理ソフトウェア等を１，２１９台分購入するものである。契約金額は、税抜き６，１３７万６，６５０円である。

契約方法は、随意契約で、契約の相手方は、株式会社ライオン事務器である。

(奥山生涯学習部長)

議案第71号 工事請負契約の締結についてである。

工事名は、中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事である。

工事の概要については、屋上防水工事、バリアフリー化、照明のLED化、受変電設備、空調設備の更新等を行うものである。入札の経過については、7月24日に入札参加要件を定めた一般競争入札を行ったところ、4者が応札し、その結果、株式会社コバ建設埼玉営業所が、税抜き9億1,860万円で落札した。については、株式会社コバ建設埼玉営業所と請負契約を締結したく、提案した次第である。

【意見等】

なし

【結果】

提案のとおり、決定する

【閉会】